

宿泊施設のバリアフリー化促進事業

- 近年、地震、火山噴火、大雪、火災などの大規模な自然災害等が頻発している中、このような緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できるホテル等の宿泊施設が求められているところ。
- 一方、ホテル等の宿泊施設のバリアフリー化は十分進んでいるとは言えず、その加速化が求められているところ。
- このため、宿泊施設の中でも、とりわけ、観光ビジョンの目標年である2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の加速度的な増加に対する対応が必要。本事業では、緊急対策として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における会場等の周辺の宿泊施設において、優先的に共用部や客室のバリアフリー化のための改修を支援する。

事業の内容

<主な改修の例>

① 客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修

(1)手すりの設置



(2)スロープの設置



(3)車いす対応ハンガーラックの設置



② 共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修

(1)出入口の改修



(2)段差解消(スロープ、エレベーター)



(3)トイレのバリアフリー化



(4)案内表示



旅館業法の許可(旅館・ホテル)を得ている施設を対象とし、左の事業に対する支援を行う。

<1事業者あたり>

①:定額(補助上限100万円)

②:1/2補助(補助上限500万円)

期待される効果

- 災害発生時、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安心・安全に宿泊施設を利用することができる。
- 宿泊施設における高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者への対応にかかる人的コストが軽減され、効率的な経営が期待される。